

県土整備委員会会議記録

県土整備委員会委員長 中平 均

- 1 日時
平成28年7月4日（月曜日）
午前10時1分開会、午後1時40分散会
（うち休憩 午前11時48分～午前11時48分、午前11時56分～午後1時0分）
- 2 場所
第4委員会室
- 3 出席委員
中平均委員長、佐藤ケイ子副委員長、田村誠委員、軽石義則委員、柳村岩見委員、
神崎浩之委員、佐々木宣和委員、工藤勝博委員、小野寺好委員、白澤勉委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
上野担当書記、中村担当書記、嵯峨併任書記、及川併任書記
- 6 説明のため出席した者
 - (1) 県土整備部
及川県土整備部長、中野技監兼道路都市担当技監、
平野副部長兼県土整備企画室長、八重樫河川港湾担当技監、
小原県土整備企画室企画課長、小上県土整備企画室用地課長、
菊池建設技術振興課総括課長、大久保建設技術振興課技術企画指導課長、
遠藤道路建設課総括課長、千葉道路環境課総括課長、高橋河川課総括課長、
佐野河川課河川開発課長、檜山砂防災害課総括課長、千葉都市計画課総括課長、
和村都市計画課まちづくり課長、幸野下水環境課総括課長、
廣瀬建築住宅課総括課長、辻村建築住宅課住宅課長、谷藤建築住宅課営繕課長、
佐々木港湾課総括課長、箱石空港課総括課長
 - (2) 企業局
菅原企業局長、坂本次長兼経営総務室長、中屋敷技師長、
藤原経営総務室経営企画課長、細川業務課総括課長、吉田業務課電気課長
- 7 一般傍聴者
1名
- 8 会議に付した事件
 - (1) 県土整備部関係審査
(議案)

- ア 議案第1号 平成28年度岩手県一般会計補正予算（第1号）
- イ 議案第13号 県立都市公園条例の一部を改正する条例
- ウ 議案第14号 県営住宅等条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- エ 議案第15号 花巻空港管理条例の一部を改正する条例
- オ 議案第16号 主要地方道重茂半島線赤前地区道路改良工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- カ 議案第17号 一般国道107号（仮称）梁川トンネル築造工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- キ 議案第18号 甲子川筋甲子川水門土木工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ク 議案第22号 宮古市道沼の浜青の滝線沼の浜地区道路災害復旧（第2工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ケ 議案第25号 主要地方道重茂半島線里地区道路改良（第2工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- コ 議案第26号 一般国道284号室根バイパス（仮称）矢越こ線橋（上部工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- サ 議案第27号 一般国道397号（仮称）新小谷木橋（下部工）（第3工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- シ 議案第28号 水門・陸閘自動閉鎖システム（安全警報設備）整備（大船渡及び陸前高田工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ス 議案第31号 宮古市道沼の浜青の滝線沼の浜地区道路災害復旧（第3工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

(2) その他

- ア 次回及び次々回の委員会運営について
- イ 委員会調査について

9 議事の内容

○中平均委員長 ただいまから県土整備委員会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。なお、本日は企業局関係の議案等の審査はございませんので、企業局職員に対する委員会への出席要求は行っていませんが、企業局から県営相去太陽光発電所の売電料金について発言を求められております。このため、県土整備部の審査終了後、企業局職員を入室させ、発言を許したいと思いますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

初めに、議案の審査を行います。議案第1号平成28年度岩手県一般会計補正予算（第1号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第8款土木費、第2条債務負担行為補正を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○平野副部長兼県土整備企画室長 初めに、議案第1号平成28年度岩手県一般会計補正予算（第1号）中、県土整備部関係の予算につきまして御説明を申し上げます。

議案（その1）の3ページをお開き願います。当部関係の歳出予算についてでございますが、事業の進捗や国庫支出金の交付額の決定見込みなどを踏まえました補正でございます。表の一番下の8款土木費が6億6,570万8,000円の増額となるものでございます。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明を申し上げます。予算に関する説明書の20ページをお開き願います。なお、金額の読み上げは省略させていただきます、主な内容を中心に御説明いたしますので御了承願います。

8款土木費、1項土木管理費、4項空港費は、いわて花巻空港における国際定期便誘致に向けたトップセールスや、受け入れ環境の整備等に要する経費について補正しようとするものでございます。

21ページに参りまして、2項土木橋りょう費、2目道路橋りょう維持費は、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会の開催に備え、道路の補修、修繕、草刈り等の維持管理に要する経費につきまして、そして次の3目道路橋りょう新設改良費は、復興支援道路等の整備に要する経費について、それぞれ補正をしようとするものでございます。

22ページをお開き願います。3項河川海岸費、2目河川改良費は、県管理河川の改修に要する経費について国庫支出金の内示額の増額に伴い補正をしようとするものでございます。

次に、債務負担行為について御説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案（その1）に戻っていただきまして5ページをお開き願います。第2表債務負担行為補正は、いずれも当部関係でございます。工期が翌年度以降にわたるものにつきまして、限度額を変更しようとするものでございます。

以上で議案第1号についての説明を終わります。よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 ただいまの補正についての説明は、議案等説明会でもいただいておりますし、それから資料でも来ています。委員会なので、もう少し突っ込んだ内容を説明いただきたいと思えます。

空港費については、トップセールスの内容、それから受け入れ環境の整備の内容について。

道路橋りょう維持費について、これはいろいろな地域で国体にかかわらず抱えている問題でありますので、具体的にどういう路線で、何路線ぐらいなのかということ。また、地域連携道路整備事業について。

河川改修について、きのう一関市でも水防訓練があったわけなのですけれども、土砂の堆積等が非常に心配な面であります。おととい大雨が降って、水防訓練が本番になるのではないかとはいくらか心配したのですが、河川は非常に心配なところがあるので、もう少し

し具体的に教えていただきたい。

○箱石空港課総括課長 空港利用促進事業について説明させていただきます。

知事のトップセールス等についてでございますが、知事の海外トップセールス及び私も事務方の事務折衝に要する合計を計上させていただいております。また、トップセールスにつきまして、今後定期便が仮に決定した場合の現地でのPRレセプション、あるいは中華航空が11月ごろに最終的に定期便の判断をするということでございますので、それに向けてのさらなる利用等々についての経費でございます。

また、受け入れ環境の整備でございますが、国際定期便の就航、あるいは国際チャーター便の受け入れ拡大に向けまして、花巻空港でのグランドハンドリング業務、地上作業で航空機を受け入れるための汚水処理車、飛行機からし尿を取りおろす車両の更新、それから給水車とって飛行機に逆に飲料水を提供する車両、ASU、エアスターターユニットとって、停電になりエンジンがかからなかった場合にエンジンをもう一回始動させる補助装置というのがあるのですが、その購入の経費。それから、定期便になりますとチェックインのシステムが必要となりますので、そのチェックインのシステムの整備に要する経費、これらを今回の補正予算に計上させていただいております。

○千葉道路環境課総括課長 道路橋りょう維持費の補正、1億9,100万円の内容ですけれども、これは国体及び行幸啓関連で、道路の穴埋め補修と草刈りの費用でございます。

路線に関しては全県ということで、詳しい路線数はお示しできませんが、行幸啓のルートがだんだんわかってきたということで、今回計上したところです。

○遠藤道路建設課総括課長 地域連携道路整備事業費3億718万7,000円の補正でございますが、今回は一般県道津軽石停車場線を補正対象といたしまして、工事に係る関係機関との調整が整い、工程の前倒しが可能となり、着工できる状況になったことから、整備の進捗を図ろうとするものでございます。先ほど御提案申し上げました債務負担限度額の変更についても、こちらの工区で変更させていただいているところであります。

○高橋河川課総括課長 河川改良費の基幹河川改修事業費8,400万円の補正についてお答えいたします。

3河川ございまして、一つは岩手町の北上川、二つ目は滝沢市の木賊川、三つ目は二戸市の馬淵川です。北上川につきましては平成22年の豪雨災害の対応として今河川改修をしておりますし、木賊川については近年の洪水がありますので、その関係で上流の遊水池を順次進捗したいと考えております。そして、馬淵川につきましては、平成23年、平成25年の豪雨災害対応ということで、順次治水対策をしたいと考えております。

○神崎浩之委員 わかりました。いろいろお願いしたいところがあるのですが、行幸啓と言われると、そうかなと。

空港費の関係で一つ確認したいのは、これは台湾のチャーター便関係だけなのか。よく質問でも、青森県はほかの国のチャーター便などをやっていますが、今回の件については台湾のみなのか。それから、今後台湾以外との接触をどうやっていくのかということです。

それから、台湾は非常に重要で、先日も岩手県議会台湾友好議員連盟で皆さん方とも一緒に行ったわけなのですけれども、帰りの便の朝が早くて、あれではなかなか日本に帰ってくる場合、すごく使い勝手が悪い。我々議員以外の方も、ちょっとこれでは早過ぎるというような話があったのですが、その点については今後の折衝の中でどのようにお考えになっているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○箱石空港課総括課長 まず、今回の補正予算は台湾だけかということですが、先ほど御説明したGSE（航空機地上支援）車両につきましては、台湾以外の国際チャーター便の誘致にも活用できる武器と考えておりますので、こういった設備が花巻空港にもあるということを海外の航空会社にも説明して誘致に取り組みたいと考えております。

それから、他の地域、台湾以外にどう取り組んでいくのかというお尋ねでございますが、県としてはまずは台湾の定期便就航を最重点として取り組んでいきたいと考えているところでございますけれども、一方で、例えば昨年、訪日来客数がトップとなった中国、それから特にリピーターが多くて訪日客数では4番目ですが、香港。そういったところをターゲットとして、今後チャーター便の誘致に取り組んでいきたいと考えております。昨年の後半ぐらいから花巻空港の滑走路の状況ですとか、あるいは東北観光に適した立地というような資料をつくって、海外の航空会社に情報を提供しているところでございます。

定期チャーター便の朝、帰りが早いということは、本当にそのとおりと考えております。今回の春のチャーター便の運航の交渉の中でも、あと1時間ぐらい遅くできないのかというような交渉をしたのですが、機材繰りの関係でどうしてもあの時間ということに最終的になってしまいました。また、今現在、秋のチャーター便の交渉中ですが、時間についてはそういう声が十分あることは承知しておりますので、もう少し使い勝手のいい時間帯ということを中華航空等に要望していききたいと考えております。

○神崎浩之委員 台湾絡みでもう一つなのですが、今回は台湾地震の支援ということもあって、高雄国際空港まで行ってきたわけなのですけれども、高雄国際空港と花巻空港のチャーター便も実施したわけでありますが、それは今後どうなっていくのでしょうか。

○箱石空港課総括課長 高雄国際空港とのチャーター便が昨年秋に何本か運行されましたが、実は秋に桃園国際空港が滑走路の工事の影響でチャーター便を運航できないということで、その代替措置として高雄国際空港のチャーター便を誘致したという背景がございます。台湾の中で2本、3本、片方向のチャーター便を運航するというのはなかなか難しいと思っていますので、基本的には桃園国際空港のほうをターゲットに考えてはいますけれども、例えば台湾人だけのプログラムチャーター便、春は桜、秋は紅葉というものについては、その可能性はあると思っています。そういった視点から高雄国際空港とのチャーター便ということについても、要望事項として取り組んでいきたいと思えます。

○神崎浩之委員 最後にしますけれども、台湾との関係の中で、やはり高雄国際空港は素晴らしい相手だと思っています。例えば桃園国際空港に行って、それで台北市を見て、新幹線で高雄市まで行って、帰りは高雄国際空港から花巻空港というようなことも非常に魅

力のあるコースではないかと思ったので、そのようなことも検討しながら進めていただきたいと思います。

○中平均委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第13号県立都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○千葉都市計画課総括課長 議案（その2）の144ページをお開きください。議案第13号県立都市公園条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案説明資料の1ページをお開き願います。初めに、改正の趣旨ですが、岩手県立御所湖広域公園の有料公園施設から水泳プールを除こうとするものでございます。

次に、改正案の内容について御説明いたします。第1に、岩手県立御所湖広域公園の有料公園施設から水泳プールを削除しようとするものです。第2に、あわせて岩手県立御所湖広域公園の水泳プールの使用料の額の規定を削除しようとするものです。

この水泳プールについては、昭和60年に開設しましたが、利用者が減少し、また設備更新に多額の費用を要することから、平成16年度より営業を休止しておりました。平成26年度末をもって、主要な施設の処分制限期間が満了したことから、平成27年10月に管理棟及びトイレを除く施設の取り壊しに着手しました。平成28年4月に取り壊しが完了したことから、水泳プールを有料公園施設から除こうとするものです。

次に、施行期日についてですが、公布の日から施行することとしています。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第14号県営住宅等条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**辻村住宅課長** 議案（その2）の146ページをお開き願います。議案第14号県営住宅条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案説明資料の3ページをお開き願います。初めに、改正の趣旨ですが、県営嬉石第2アパートを設置しようとするものであります。

次に、改正案の内容について御説明いたします。県が設置し、管理する災害公営住宅として、条例の別表において釜石市の嬉石第2アパートを追加しようとするものです。

次に、施行期日についてですが、公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○**中平均委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第15号花巻空港管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**箱石空港課総括課長** 議案第15号花巻空港管理条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。議案（その2）の147ページをお開き願います。

内容につきましては、便宜、お手元に配付しております条例案の概要により御説明申し上げますので、議案説明資料の4ページをお開き願います。まず1、改正の趣旨ですが、これは給油作業における航空機及び給油装置の電位零の地点への接地、アースを要しないこととしようとするものでございます。

次に2、改正案の内容について御説明いたします。今回の改正は、条例第6条第4号の電位零の地点への接地、アースの義務づけの規定を削除するものであります。

これは、総務省消防庁において、危険物の規制に関する規則の一部改正が行われ、航空機の給油時において、給油設備と航空機が電氣的に接続され、これをボンディングと申しますが、ボンディングにより給油設備と航空機の電位差をゼロとしていけば、アースまでは不要とされたことから、花巻空港の管理について定めた花巻空港管理条例においても同様の扱いとするものであります。

具体的には、お手元の資料の現行と改正後の給油手順の違いを比較した略図をごらんください。航空機給油中の静電気事故を防止するための措置として、現行においては給油ホースの接続を行う前に、給油車のアースの実施、給油車と航空機のボンディングの実施の順序でアース作業を実施することと規定しておりました。今般、消防庁、国土交通省において、ボンディングが行われていけば、給油時の静電気対策として安全性に問題ないことが確認され、給油車のアースに係る規定を削除する改正が行われたため、県もこれに準じて改正するものです。

最後に、3、施行期日についてですが、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第16号主要地方道重茂半島線赤前地区道路改良工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○遠藤道路建設課総括課長 議案（その2）の148ページをお開き願います。議案第16号主要地方道重茂半島線赤前地区道路改良工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

主要地方道重茂半島線赤前地区道路改良工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の5ページをお開き願います。工事名は、主要地方道重茂半島線赤前地区道路改良工事。工事場所は、宮古市赤前地内。契約金額は10億656万円で、請負率は92.99%。

請負者は、株式会社佐々木組であります。

工事概要ですが、本工事は復興関連道路に位置づけて整備を進めております主要地方道重茂半島線の整備を行うもので、現道区間につきましては1車線の幅員狭小区間や急カーブ区間が連続しているため、安全で円滑な交通が確保されていない状況にあることから、隘路区間を避けたルートとしてバイパス整備を行うものであります。

工期は585日間で、平成28年度から平成29年度までの2年間の債務負担行為により行うものでございます。

なお、6ページに入札結果説明書、7ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第17号一般国道107号（仮称）梁川トンネル築造工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○遠藤道路建設課総括課長 議案（その2）の149ページをお開き願います。議案第17号一般国道107号（仮称）梁川トンネル築造工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

一般国道107号（仮称）梁川トンネル築造工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の8ページをお開き願います。工事名は、一般国道107号（仮称）梁川トンネル築造工事。工事場所は、北上市口内町及び奥州市江刺区梁川地内。契約金額は24億1,863万3,753円で、請負率は88.3%。請負者は、飛島建設株式会社・株式会社ピーエス三菱・佐藤工業株式会社特定共同企業体であります。

工事概要ですが、本工事は県の復興支援道路に位置づけている一般国道107号の整備を行うもので、当該地区につきましては道路幅員が狭く勾配が急であるなど隘路区間が連続し

ているため、安全で円滑な交通が確保できない状況にあることから、当該区間を避けたルートとしてトンネル築造工事を行うものであります。

工期は829日間で、平成28年度から平成30年度までの3年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、9ページに入札結果説明書、10ページ、11ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐藤ケイ子委員 せっかくですから発言させていただきたいと思います。このエリアについてはずっと地域からも要望が出されておりました、実現されるということで本当に喜んでおります。

確認も含めてお伺いしたいのですが、1キロメートルのトンネルに24億円かかるといった大きな金額だと思います。これによってどれくらいの時間短縮が図られるのか。

それから、地域では江刺田瀬インターチェンジをおりてから北上江釣子インターチェンジまでつながる高規格道路をとという思いがずっとあるわけですが、この工事をする道路はその高規格道路の規格に対応できるものなのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○遠藤道路建設課総括課長 最初に、このバイパス整備、トンネル工事による時間短縮あるいは距離の短縮というお話でございますが、時間短縮としまして、今ちょっと手元に数字がないので後ほど確認させていただきます。

この道路は長い区間、約6%ほどの急勾配が連続するところであり、幅員が狭くて大型車のすれ違いが困難であると。また、冬場におきましては除雪はしているのですけれども、幅が狭くて非常に危険で大変ということを解消することも目的としてございます。

あと、江刺田瀬インターチェンジ等から北上方面に向かう高規格道路の構想はあるかという御質問ですが、現時点において、通常の一般の道路の改築とすることとしており、高規格道路の計画としてではなく、隘路区間を解消し、物流の支援等をしていきたいと考えています。

○中平均委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いた

しました。

次に、議案第18号甲子川筋甲子川水門土木工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋河川課総括課長 議案（その2）の150ページをお開き願います。議案第18号甲子川筋甲子川水門土木工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

甲子川筋甲子川水門土木工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の12ページをお開き願います。工事名は、二級河川甲子川筋甲子川水門土木工事。工事場所は、釜石市嬉石町地内。

工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した甲子川河口部において、津波対策の水門を新設する工事を行うものでございます。

設計変更の理由及びその内容は、生コンクリートの供給不足により、水門本体工の一部を現場打ちコンクリートから二次製品へ変更する必要が生じ、また湧水が確認されたため、地下水対策工を追加する必要が生じたものでございます。なお、13ページから15ページに第3回変更から今回の第7回変更までの変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額についてですが、平成26年3月25日に議決いただいた当初契約の金額32億3,784万円に対しまして、今回の変更により14億3,621万2,080円、44.4%の増額となり、変更後の契約金額は46億7,405万2,020円（後刻「46億7,405万2,080円」と訂正）となるものでございます。

請負者は、株式会社熊谷組・株式会社本間組・株式会社小澤組特定共同企業体。

工期は、現在の平成31年3月15日から平成32年3月15日までに変更になるものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

1点、契約金額の最後の部分を20円と言っていましたけれども、資料は80円ですが。読み間違えだと思うのですが。

○高橋河川課総括課長 契約金額につきましては、46億7,405万2,080円となります。申しわけありませんでした。

○中平均委員長 質疑はございませんでしょうか。

○工藤勝博委員 7回目の変更ということで、大変工事金額が大きいわけですが、この間にどれだけの事業がなされておったのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○高橋河川課総括課長 今御質問あった事業というのは、工事の進捗等でよろしいですか。

○工藤勝博委員 はい。

○高橋河川課総括課長 この契約の内容は水門の本体工として、水門というのは下の基礎のほうから立ち上げていきまして、今までは例えばくいの基礎を打ったり、そして先ほど説明しましたけれども、湧水が予想以上に多くて、湧水をかいたりしながら基礎を打ったり、あとはその基礎を建てたあとに、今度は底板のコンクリートを施工したりという工事を行ってきておりました。

○工藤勝博委員 そういう工事をしながら、いろんな対応が必要になったということで、この7回目の契約変更になったと思いますけれども、これからも想定される課題というのはあるのでしょうか。

○高橋河川課総括課長 やはり湧水につきましては、今後どのようになるのかと私たちも様子を見たいと思っていますし、あとはことしの1月に大きな波浪があったときに、仮閉め切りしたところに水が入ったりして、工事が二、三カ月おくれたりということがありました。したがって、通常コンクリートを打つことは淡々とやれるのですけれども、そういう気象条件とか地質の条件によっては、今後進めるに当たって何か問題等がもしかしたら出てくるかもしれません。

○中平均委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第22号宮古市道沼の浜青の滝線沼の浜地区道路災害復旧（第2工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○檜山砂防災害課総括課長 議案（その2）の154ページをお開き願います。議案第22号宮古市道沼の浜青の滝線沼の浜地区道路災害復旧（第2工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

宮古市道沼の浜青の滝線沼の浜地区道路災害復旧（第2工区）工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の16ページをお開き願います。工事名は、二級市道沼の浜青の滝線沼の浜地区道路災害復旧（23災663号）その3工事。工事場所は、宮古市田老字乙部野及び重津部

地内。契約金額は10億2,600万円で、請負率は86.07%。請負者は、成和建設株式会社であります。

工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波により被災した二級市道沼の浜青の滝線を復旧する工事であります。

工期は730日間で、平成28年度から平成30年度までの3年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、17ページに随意契約（見積合わせ）結果説明書、18ページに見積調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第25号主要地方道重茂半島線里地区道路改良（第2工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○遠藤道路建設課総括課長 議案（その3）の2ページをお開き願います。議案第25号主要地方道重茂半島線里地区道路改良（第2工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

主要地方道重茂半島線里地区道路改良（第2工区）工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の19ページをお開き願います。工事名は、主要地方道重茂半島線里地区道路改良（その2）工事。工事場所は、宮古市里地内。契約金額は7億2,792万円で、請負率は99.88%。請負者は、三好建設株式会社であります。

工事概要ですが、本工事は復興関連道路に位置づけて整備を進めている主要地方道重茂半島線の整備を行うものであり、当該地区につきましては津波災害時に浸水しない道路を整備し、集落孤立の発生を防止することを目的とした道路改良工事を行うものであります。

工期は455日間で、平成28年度から平成29年度までの2年間の債務負担行為で行うもので

ございます。

なお、20ページに入札結果説明書、21ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○**中平均委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第26号一般国道284号室根バイパス（仮称）矢越こ線橋（上部工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**遠藤道路建設課総括課長** 議案（その3）の3ページをお開き願います。議案第26号一般国道284号室根バイパス（仮称）矢越こ線橋（上部工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

一般国道284号室根バイパス（仮称）矢越こ線橋（上部工）工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の22ページをお開き願います。工事名は、一般国道284号室根バイパス（仮称）矢越こ線橋（上部工）工事。工事場所は、一関市室根町矢越地内。契約金額は4億7,088万円で、請負率は84.03%。請負者は、川田建設株式会社であります。

工事概要ですが、一般国道284号は県の復興支援道路に位置づけて整備を進めておりますが、当該地区につきましては車道幅員が狭く、JR線横断箇所での線形不良等の隘路区間が存在しているため、安全で円滑な交通が確保されていない状況にあります。このことから当該区間を避けたルートとしてバイパス整備を行うものであります。

工期は493日間で、平成28年度から平成29年度までの2年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、23ページに入札結果説明書、24ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 地域では、交通渋滞、JR線との関係で、大型トラックがすれ違えないということが長年の課題でありました。その中で今回の工事というのは、JR線をまたぐということで大きな事業だと思っておりますが、全体の予算額と完成年度、供用開始について伺いたしたいと思います。

それから、多くの地権者がいるわけなのですが、地権者側の了解は全てとれているのかについて確認させていただきたいと思います。

○遠藤道路建設課総括課長 今御質問のありました、工区全体での総事業費でございますが、69億円ほどを見込んでおります。また、事業期間としましては平成29年度の完成供用を目指して現在整備を進めているところであります。

あと、用地の関係でございますけれども、こちらのほうの用地取得等については、本線分とバイパス本線分については全部取得済みでございます。一部つけかえ市道等において、鋭意交渉させていただいている部分はございますが、本線分について全部取得済みございまして、工事については全線発注手続を進めさせていただいているところであります。

○神崎浩之委員 あわせてなのですけれども、道の駅の予定があります。この点については、進捗状況はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○千葉道路環境課総括課長 道の駅については今地元市と設置に向けて協議を進めている段階でございます。道の駅は駐車施設、情報の施設、地域振興の施設とその三つがそろった、みんなに利用していただけるような施設にしたいと考えていますので、今後とも協議をし調整していきたいと思っております。

○中平均委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第27号一般国道397号（仮称）新小谷木橋（下部工）（第3工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○遠藤道路建設課総括課長 議案（その3）の4ページをお開き願います。議案第27号一般国道397号（仮称）新小谷木橋（下部工）（第3工区）工事の請負契約の締結に関し議決

を求めることについて御説明申し上げます。

一般国道397号（仮称）新小谷木橋（下部工）（第3工区）工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の25ページをお開き願います。工事名は、一般国道397号（仮称）新小谷木橋下部工（その3）工事。工事場所は、奥州市水沢区真城及び羽田町地内。契約金額は8億9,424万円で、請負率は88.45%。請負者は、オリエンタル白石株式会社・株式会社平野組特定共同企業体であります。

工事概要ですが、本工事は県の復興支援道路に位置づけている一般国道397号の整備を行うものであり、当該地区につきましては、昭和29年に架設した老朽橋であるほか、車道幅員が狭いため安全で円滑な交通が確保できない状況であることから、橋梁のかけかえ整備を行うものであります。

工期は357日間で、平成28年度から平成29年度までの2年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、26ページに入札結果説明書、27ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 北上川を挟んだこの橋は、東日本大震災で通行どめになって、特に中学校の生徒に大変御迷惑をかけた橋であります。水沢競馬場がありますし、それから水沢江刺駅とつなぐ重要な橋なのですけれども、古かったということでもあります。

当初、災害復旧ではなくて本設でやったほうが良いというお話をしたこともあるのですが、いずれ川の中ということで、なかなか地権者の確定ができない等の話があり、古い橋なので、いずれ本設の工事をしなければならぬのだけれども、災害復旧でやってしまったという経過があるわけです。そこで、地権者が確定しているのかということと、用地の交渉は見通しがあるのかということとをまず全体の中でお話をお聞きしたいと思います。

それから、全体の予算額と、工期、供用開始時期についても、あわせてお伺いしたいと思います。

○遠藤道路建設課総括課長 小谷木橋工区の整備に当たりまして、その用地の関係でございますが、河川敷地内等におきまして、多数相続あるいは所有者不明等の土地がございましたことから、土地収用制度を活用して収用裁決申請等、現在手続を進めさせていただいているところでございます。それらの手続を進めながらしっかりと整備を進めていきたいと考えております。

なお、工事全体としての総事業費につきましては、85億円ほどを見込んでおります。

また、橋の供用につきましては、平成30年代前半、平成32年度等を目指しながら、現在整備を進めさせていただいておりますが、その後に旧橋撤去等をさせていただくこととな

ります。工事全体としては、旧橋撤去等を含めた工事終了を平成30年代半ばと考えております。

○**神崎浩之委員** 土地収用制度でやっていくということですね。

東日本大震災のときに通行どめで大変だったところなのですが、前後に藤橋と、それから四丑橋があります。あの橋については大丈夫なのかという部分があるのですが、藤橋、四丑橋、それから北上川を横断する橋で東日本大震災で通行どめになった橋の箇所数と今後のかけかえ等が予定されている橋がこのほかにもあるのであれば教えていただきたい。柵ノ瀬橋はやっていますけれども。

○**千葉道路環境課総括課長** 震災で通行どめになった箇所、ちょっと今から調べさせていただきます。四丑橋、小谷木橋もそうでした。

あと、耐震補強の関係ですけれども、橋の設計に関しては阪神・淡路大震災とか、今回の震災もですが、その都度道路橋示方書が変わっています。それに対応するような格好で耐震施工を進めておりまして、そういう大規模な補修に関しては大体今終了しているということで、先ほどの柵ノ瀬橋と花泉のほうにかかっている北上川橋を今やっているところでございます。いずれ耐震補強に関しては、これからも逐次取り組んでいきたいと思いません。

通行どめ箇所に関しては、今調べてからまた報告させていただきます。

○**小野寺好委員** 新小谷木橋全体について5点ほどお聞きしたいと思えます。もしかしたら前に説明いただいている部分があるかもしれませんが、御容赦いただきたいと思えます。

まず最初に、なぜかけかえに時間がかかったか。昭和29年に架設して、たしか昭和63年の台風洪水で橋脚が2本か3本破壊されて、しばらく通行どめになった。その後、今神崎委員からお話の平成23年の東日本大震災でと、こういった2回、長期間の通行どめがあった。御承知のとおり、大型車がすれ違いできなくて、お互い端っこでにらめっこをして譲り合わなくてはならないという古い狭い橋、もうとっくにかかけかえになってもおかしくないような橋なのですが、何で今まで長くなっていたのか。今回、さっきの説明で復興支援道路という位置づけなのですから、震災がなければ依然としてかけかえ等がなかったわけでしょうか。これが一つ目。

さっき総工費85億円くらいではないかというお話ですが、この負担割合はどうか、地元負担があるのか、復興支援だから丸々国ということになるのか、これが二つ目。

それから、完成したら古い橋は撤去というお話でしたけれども、撤去は橋だけで、前後の道路は生活道路として使えるのかどうか確認したいと思えます。

3番目、かつて奥州市役所の前から新幹線の水沢江刺駅まで真っすぐ行く道路、久田前田中線という路線名なのですが、これがずっと地元の要望としてあったのですけれども、現在の橋からちょっと上流のところには計画になっています。地元意向との調整はどうなったのか。かつて奥州市役所から真っすぐ新幹線の駅まで行くあの計画については、地元はもうとっくに諦めていたのかどうか、お聞きしたいと思えます。

4番目、橋脚の数なのですけれども、最近の橋梁を見ると、非常にスパンが幅広くとられているような印象を受けるのですが、これは随分と多いなど。なぜなのか。これが当たり前だと専門的な立場から言われれば、はい、そうですかと思えますけれども、ちょっと御説明いただければと思います。

5番目ですけれども、この新小谷木橋と関係があるのかどうか、花巻東バイパスと水沢東バイパスは同時着工したのに、花巻東バイパスはもうとっくに完成しているのですが、水沢東バイパスはこの国道397号でストップしたままになっている。これは古い小谷木橋が何か影響してのことなのか、全く関係ないことなのか、その辺の関係もお聞きしたいと思います。

○遠藤道路建設課総括課長 まず1点目ですが、昭和29年にかけた橋であり、老朽橋として大分年数がたっており、これまでも何度かの通行どめで対処をさせていただいております。できるだけ早期に交通開放、復旧したいという思いと、当然年数等考えればかけかえを視野に入れながら検討させていただいた中で、当時はそれが最善と考えて整備させていただいたものと思っております。東日本大震災があったことありますが、ネットワークとして非常に重要な路線であると思っております。いろいろな財源を確保しながら整備を進めさせていただく中で、今回かけかえ整備をさせていただいたところでございます。

2点目として、地元負担というお話ございました。こちらは復興財源を活用しながら県で整備を進めさせていただいております。今年度からの5年間におきまして、地元負担として5%の県負担が生じる形となっております。

また、旧橋については撤去させていただきますが、その前後、右岸、左岸、川岸までの道路で、実際に御利用される形態を考えながら、必要なものについては残させていただくことを考えております。

4番目として、構造形式として橋脚が数多く見受けられるというお話ですが、こちらのほうは北上川にかかる橋でございます、河川法等の制約もございます。そういった中で、構造例等に準じながら最適な構造形式としまして、この橋脚の数を決めて、現在整備を進めさせていただいております。

5番目の水沢東バイパスの整備が現時点で、途中でとまっているというお話がありました。南側のほうについても用地交渉等を進めていただいているという認識でございますが、特にこの新小谷木橋の整備の関係ということではないと思っております。

あと、水沢江刺駅に直接至るルート等の考え方、構想とのお話ですが、小谷木橋を整備するに当たりましては、現道の分の老朽橋をかけかえしながら御利用いただくことを考えた整備とさせていただいたもので、水沢江刺駅に至る久田前田中線、そちらのほうの構想との関連ということではなく、計画整備させていただいたものでございます。

水沢東バイパスが遅くなった理由ですが、状況としては、計画を進めながら用地のほうを今進めていると聞いております。先ほども申し上げましたが、小谷木橋の計画の関係ではないと承知をしております。

○**小野寺好委員** 直接橋とは関係ないのですけれども、一つだけ。藤橋から海のほうを見て右のほうに非常に土砂が堆積している。前から、ちょっと水が出たときにぶつかって、堤防のほうが危ないと言われてはいますが、上流のしゅんせつについて何か方針とかがありますか。

○**遠藤道路建設課総括課長** 河川敷地内のしゅんせつ等の計画がどうなっているかという御質問ということでよろしいでしょうか。こちらのほう、現在整備を進めさせていただいているところについて、あるいはその上流等については、北上川を管理いたしますのは東北地方整備局になるのですが、その計画がどうなっているか、こちらの手元に資料がございませんので、後ほど確認した上で報告させていただければと思います。

○**中平均委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第28号水門・陸閘自動閉鎖システム（安全警報設備）整備（大船渡及び陸前高田工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**高橋河川課総括課長** 議案（その3）の5ページをお開き願います。議案第28号水門・陸閘自動閉鎖システム（安全警報設備）整備（大船渡及び陸前高田工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

水門・陸閘自動閉鎖システム（安全警報設備）整備（大船渡及び陸前高田工区）工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の28ページをお開き願います。工事名は、水門・陸閘自動閉鎖システム（安全警報設備）整備（大船渡及び陸前高田工区）工事。工事場所は、大船渡市大船渡町地内ほか120カ所。契約金額は4億6,785万6,000円で、請負率は91%。請負者は、南部電気工事株式会社でございます。

工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波に伴い、復旧、復興する防潮堤の水門、陸閘について、遠方から自動で閉鎖するシステムを構築するに当たり、システム概要図の赤

線枠にありますサイレンやスピーカー等の安全警報設備を整備する工事を行うものでございます。

工期は平成31年3月15日までで、平成28年度から平成30年度までの3年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、29ページに入札結果説明書、30ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 これは、我々会派でもいろいろと研究をしているわけでありましてけれども、一つ、県内全体は、どういうブロックで進めているのか。今回は大船渡市、陸前高田市となっておりますけれども陸前高田市と大船渡市とは水門の進捗状況が違うのではないかと考えているのですが、どういうブロック構成、エリアでということであります。

それから、実際の稼働についてなのですが、このエリアの中でも、できたところはやり始めていくのか、それともブロックのセットで供用開始していくのか。あとは、県全体の中ではどのように供用開始がされていくのかお伺いしたいと思います。

○高橋河川課総括課長 今御質問ありました、どういうブロックで整備するのかということと稼働はどのように進めるのかという2点について御説明申し上げます。

ブロックにつきましては、今回は大船渡管内ということで、昨年度は釜石管内、そして今後は宮古、あとは県北というようにブロック分けをして整備をしたいと考えております。

それから、稼働につきましては、今お話ありましたように水門や陸閘は進捗がそれぞれ違いまして、特に北のほうはどんどん防潮堤、陸閘ができていますので、そういう完了したところから、例えば平成29年度の上半期から、順次稼働したいと考えております。

○神崎浩之委員 稼働なのですけれども、順次というのはブロックごとになのか、それとも水門の箇所、1個1個合わせたときにどういう感じでやっていくのか。例えば久慈市で1カ所、陸前高田市のほうで1カ所とか、そういうこともあるのかということなのです。

それから、世界初の今までにないシステムだということで、いい意味ですごく注目しているのですが、先行しているところの状況はどうなのかということと、あとは試験とかそういうものを見てみたいという感じがあるのですけれども、実際に動き出すのは、試験とかというのはいつごろから行っていくのかお聞かせいただければと思います。

○高橋河川課総括課長 先ほどの説明でちょっと足りなかった点がありまして、ブロックごとではなく箇所ごとに、できた都度、順次稼働したいと考えております。

先行している箇所につきましては、特に自動閉鎖システムは静岡県で稼働しておりまして、静岡県のほうでは特に支障なく稼働しているということで、あとは試験なのですけれども、今私たちが考えているのは、今年度から地元での説明会を開催し、実際陸閘ですとこんなスピードで閉まるよと、そしてもし挟まれたらエレベーターみたいな感じで、機械をとめてというようなこと、そういうシステムも皆さんに見せて、そして閉めるタイミン

グなどを市町村、あとは地元住民の方々に説明して、意見をいただいて進めたいと考えております。

○**工藤勝博委員** 何点かお伺いします。大船渡地区の水門・陸閘の自動閉鎖システム安全警報装置ということで提案されていますけれども、去年の9月定例会で衛星通信系のほうが議決されたと思いますが、それと今度の安全警報装置というのはどういう関連があるのか、まずお伺いいたします。

○**高橋河川課総括課長** 今御質問ありました昨年の9月定例会で議決されたシステムに対して、今回の発注する工事がどういう関係かというのは、説明資料の中にシステム概要図という簡単な図面ありまして、昨年発注した工事というのは左の青枠のところになります。総務省消防庁から衛星回線を通じて県庁のほうに津波警報とかの信号が来て、そして県庁のほうから各陸閘とか水門のほうに閉めろという信号が発信されます。それをアンテナで受信すると。それまでが昨年度の契約の案件になります。今回は赤枠のスピーカーとか信号機、あとは電光掲示板とかで、受信することと密接に関係ありますので、去年契約した内容と今回の契約の内容というのは調整しながら進めることになります。

○**工藤勝博委員** わかりました。その中で、昨年の衛星通信系のほうの工事の進捗というのは、どれだけ進んでいるのかも伺います。

○**高橋河川課総括課長** 昨年契約した工事の進捗状況ですけれども、今いわゆる準備工を行っております。先ほどのシステム概要図の青枠の内容で、システムをどのように詳細に構築するのかということ、受注者と発注者でチェックをして進めているところです。例えばどんな画面で、そして操作をどのようにするのかといった具体のシステムについて、我々、市町村の方々、消防の方々の使い勝手のことを十分考えなければ進められないと思いますので、そういう内容を詳細に、準備工として打ち合わせを進めております。具体的にこの工事自体の、例えば機器とかはまだ製作する段階ではございません。

○**工藤勝博委員** このシステムも、水門なり、あるいは陸閘が完成しないとどうにもならないだろうと思いますけれども、そういう中で、今回提案があります議案第18号の甲子川筋の水門土木工事、それらが完成しないと大船渡、釜石地区でもどうにもできないということだろうと思います。その土木工事がなかなか進まないということで、そういう通信システムといいますか、電気なり、あるいはいろいろな工事をやる事業者が大変苦労しているということを言われています。それらの取り扱いを県のほうではどのように捉えているのか、お伺いしたいと思います。

実例を挙げますと、大船渡地区のほうで、1年延長といいますか、待ってくれと言われている状況があるそうなのです。それらも含めて、工事の延長あるいはまた一時中止といいますか、そういうのも当然考えていかなければならないだろうと思いますけれども、そういう事業者の声というのをどの程度把握しているか、お伺いしたいと思います。

○**高橋河川課総括課長** 今お話のありました、例えば防潮堤とか水門の工事を契約したものの、ある一定期間中止とかしているということは、我々発注者のほうでも受注者からの

お話は聞いておりました。それで、当然中止を長くしないように私たちはやっているのですけれども、例えば詳細に設計をしますと湧水が出たり、あとは大きな石が予想以上に出たりとなると、その都度、設計をもう一回やり直しということになって、大変御迷惑をかけているということは私たちも認識しているところです。それで、とにかくできる限り工事をとめないように、防潮堤であれば延長が長いですので、まず着工できるところは着工して、そして懸案事項あるところは少し待っていただくというように、受注者と発注者で調整しながら進めております。御迷惑をおかけしていることは、私たちも重々認識しております。

○**工藤勝博委員** 最後に、請負者はある一定期間、従業員といますか、技術者を当然確保しなければならないわけですが、本当に大変事業経営も圧迫されているということをおっしゃっています。特にこれからそういうシステムが、それぞれ百何カ所ずつありますから、請負者もそんなに数あるわけではないと思うので、事業者がある程度経営上にもプラスになるような仕組みといますか、配慮をしていかないと、装置も機能しなくなると思いますか、機能するように取り組んでいただきたいと思います。

今の震災復興にかかわって、先ほど神崎委員も言われましたが、そういう先進的な装置でもありますので、遺漏のないような形で進めていくように私からもお願いしたいと思います。その辺を含めてお願いしたいと思います。

○**及川県土整備部長** このシステムも含めまして工事全般についてでございますけれども、確かにさまざまな要因で工期がおくれたり、もしくは工事の一時中止といったようなこともございます。そのようなことで現場経費がかさんでいるという状況も踏まえまして、いわゆる復興係数でありますとか、工事の一時中止に伴って現場で必要な経費を見るところを平成25年度、平成26年度あたりから導入してきたところでございます。ただし、これにつきましては、ある基準日をもって適用する、しないを決めておりますので、なかなか遡及はできないということでございますけれども、それらの復興特例の制度も使いながら、あとはできるだけ現場の実情に合わせた設計変更で対応していきたいと考えてございますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○**小野寺好委員** 去年の9月定例会で議決した衛星通信系の水門・陸閘自動閉鎖システムを株式会社東芝に48億円で発注した案件について、盛岡市も含めて184カ所の工事と聞いていました。Jアラート（全国瞬時警報システム）と連動してすごいと思っていたら、今回陸前高田地域と大船渡地域だけで120カ所、そういった議案が出てきまして、先ほどの説明だと、その後釜石地域とか宮古地域とか。そうすると、最初の184カ所ではなくて、かなりべらぼうな箇所になるのかと。全体の工事費も、株式会社東芝の48億円でびっくりしてられないような、そういった金額になるのかと。

去年のと今のとの関係について、先ほどの説明では、去年のは青の枠の部分だと、今回は赤枠で示した部分ですと、そういった関係はわかったのですけれども、そうすると全体像というのはどうなるのか御説明いただければと思います。

○高橋河川課総括課長 まず、昨年度の184カ所（後刻「158カ所」と訂正）に対して、今回121カ所と記載しておりますけれども、この121カ所というのは陸閘とか水門のそれぞれの箇所数でして、県庁から陸閘とか水門に送る信号というのは、あくまでも184カ所の部分でして、184カ所のを今回121カ所分につなげるということになります。

失礼しました。先ほどの昨年度の契約した案件なのですけれども、158カ所という契約内容です。小野寺委員がおっしゃっているのは、恐らく制御局とか制御所とか含めた全部の箇所数で184カ所となっています。あくまでも陸閘とか水門へ送る信号というのは158カ所です。今回の例えば大船渡管内の121カ所全部についてそれぞれやるのではなく、行き先をまとめて電波を送るというシステムになっております。

全体の金額につきましては、ちょっと今私の手元にはないのですけれども、大体今回の契約の金額程度がそれぞれ、例えば釜石地区、宮古地区、久慈地区とかというオーダーで発注になると考えております。

○中平均委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第31号宮古市道沼の浜青の滝線沼の浜地区道路災害復旧（第3工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○檜山砂防災害課総括課長 議案（その3）の8ページをお開き願います。議案第31号宮古市道沼の浜青の滝線沼の浜地区道路災害復旧（第3工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

宮古市道沼の浜青の滝線沼の浜地区道路災害復旧（第3工区）工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の31ページをお開き願います。工事名は、二級市道沼の浜青の滝線沼の浜地区道路災害復旧（23災663号）その4工事。工事場所は、宮古市田老地内。契約金額は11億589万8,400円で、請負率は88.27%。請負者は小野新建設株式会社であります。

工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波により被災した二級市道沼の浜青の滝線を

復旧する工事であります。

工期は平成31年3月15日までで、平成28年度から平成30年度までの3年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、32ページに入札結果説明書、33ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○小野寺好委員 さっきの議案第22号もだったのですが、宮古市の道路で本来、市で国からいろいろ支援をいただいてやるのかと思うのですけれども、県が実施する。市では能力がないから県がかわりにやって、あとどうぞお使いくださいという、こういったことで市の道路の請負契約ができるのかその辺の関係を教えてください。

○檜山砂防災害課総括課長 今委員からお話ありました、市道の工事ということですが、これに関しましてはいろいろな震災被害を受けた市町村で工事をするにしても大変だということで、平成23年4月に施行されました東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復興事業等に係る工事の国等による代行に関する法律というのがあります、これを活用したものです。この内容につきましては被災した市町村の長から要請があった場合、今回であれば県がその実務を受けまして、災害査定とか工事まで行うというやり方になっております。

○小野寺好委員 能力がないとわかりやすく言っていただければと。要するに市ではお金も職員もいろいろないので、法律どうのこうのではなくて、根拠はそうなのだけれども、かわりにやってあげているのだということでもいいですか。

○檜山砂防災害課総括課長 31ページの工事概要をごらんになっていただければと思うのですが、結構盛り土を多くしたりとか、そういった面で技術的にもかなり難しいものがあるということで、決して市町村が能力がないというわけではないのですけれども、そういった大規模な工事だということで、やはりここは県がやったほうが円滑かつスムーズにできるだろうという判断もありまして、この法律の制度を使っての施工としているところであります。

○中平均委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

先ほどの質疑において回答を保留した事項について、当局の発言を許します。

○遠藤道路建設課総括課長 先ほど御審議いただきました国道107号、梁川地区の整備に当たりまして、その効果の御質問がございました。こちらのほうの工区は、計画延長が2,690メートル、限度延長2,820メートルとなり、130メートルほどの距離の短縮となります。時間にいたしますと、1分程度の短縮となります。ただ、幅員の拡幅、勾配の緩和の整備によりまして、走行時の安全、安心が図られるとともに、冬期間等における定時性が図られると考えております。

続きまして、先ほど新小谷木橋の整備に当たりまして、北上川の藤橋のたもと等のしゅんせつ等の計画、そういったものがあるかどうか御質問を受けましたが、現在国土交通省のほうに確認をさせていただいており、時間をいただきたいと思っておりますので、確認し、後日回答することをお願いしたいと思っております。

○千葉道路環境課総括課長 先ほど東日本大震災で北上川にかかっている橋で通行規制になった橋ということでしたが、5橋ありました。北から、広瀬三ヶ尻線の江崎大橋、あと江刺金ヶ崎線の金ヶ崎橋、これは片側交互通行でございます。国道397号の小谷木橋、国道343号の藤橋、あとは一関北上線の柵ノ瀬橋ということでした。計5橋で、1橋が片側交互通行で、あと4橋が全面通行どめということでした。

それに対して今小谷木橋、柵ノ瀬橋はかけかえで進んでいるということで、藤橋に関しては平成25年度から耐震化工事をやっています、平成29年度に終わる予定でございます。ほかに関してもこれから調査を進めて、耐震化を図っていききたいということでございます。今うちのほうでもやはり予算とか人手の問題がありますので、災害時の緊急輸送道路にかわるものを重点的に進めている状況でございます。

○神崎浩之委員 先ほど小野寺好委員の質問で、小谷木橋の件は復興支援道路になったから工事が着工したのかという質問に、答弁がなかったもので、私も興味があるところなので教えていただきたいと思っております。

それから、もう一つ、柵ノ瀬橋と小谷木橋は工事をしているわけですが、北上川みたいな大きな河川の橋の場合には、1年通しての工事ができないという説明を受けたことがあります。冬の時期だとか増水する時期とか、そういう場合に工事期間に含まれないというようなことだったのですが、今回は通年でやりますという説明をいただいています。その辺の仕組みとか、それから両橋の進め方について確認をさせていただきたいと思っております。

○遠藤道路建設課総括課長 小谷木橋の整備に当たりましては、震災以降、県の復興実施計画において復興支援道路と位置づけさせていただきました。それ以前からこちらのほうの路線については物流のために必要な道路という位置づけであったことから、道路の整備、橋梁のかけかえ等の計画はしてはしておりましたが、なかなか財源となるものを見出せないこと

もあり、今になっている状況でございます。橋梁の整備等におきましては有効な財源を確保しながら、整備計画のもとで進めていきたいと考えております。

ただいまの通年施工については北上川に限らず一般の河川においても、洪水時期等においては工事の制約等が生じます。そういったところに関しましては、河川管理者と閉め切りが可能で通年施工できる部分、あるいは渇水期、冬場においての施工が必要な部分というところをしっかりと協議、調整させていただいた上で、工事計画を立てて整備を進めさせていただいているところでございます。

○**神崎浩之委員** ということは、今回の二つの橋については、やはり通年施工ではなくて調整をしながらということでもいいのですか。

○**遠藤道路建設課総括課長** こちらのほうの下部工の施工に当たりましては、閉め切り等をさせていただいて工事を進めさせていただきます。通年でさせていただくこととなります。実際渇水期だけでとの制約を受けて、工事を進めるものもあり、その辺について河川管理者と協議させていただいているところであります。

○**中平均委員長** 以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、県土整備部から平成29・30年度県営建設工事競争入札参加資格審査基準の見直しについて発言を求められておりますので、これを許します。

○**菊池建設技術振興課総括課長** 県土整備部関係の資料の最後におつけしておりますA3判の3枚物の資料をごらんいただきたいと思っております。平成29・30年度県営建設工事競争入札参加資格審査基準の見直しについてを御説明申し上げます。

この見直しでございますけれども、2年に1度の資格審査の都度、実施いたしているものでございまして、県内13カ所での建設業協会各支部様との意見交換等の場で頂戴しました意見等を踏まえまして案を作成し、本年5月19日に開催いたしました岩手県建設委員会、これは副知事が委員長、各部局長が委員の委員会でございますけれども、こちらで御審議いただきまして、決定、了承をいただいたものでございます。今回この場をおかりしまして委員の皆様にご説明した上で、1枚目の下の工程表にお示ししておりますけれども、この後資格基準の公表、説明会の実施等を行っていく予定でございます。

それでは、資料1枚目の左上の1、要旨の欄をごらん願います。このたび技術と経営にすぐれた企業の適正評価を一層推進する観点から、県営建設工事競争入札参加資格審査基準を、具体的には県独自に設定しております評価点でございます技術等評価点数の加点基準の見直しを行うというものでございます。

以下、入札に参加するまでに必要な資格取得等の流れを記載しております。県営建設工事の入札に参加しようとする者につきましては、(1)の建設業の許可、(2)の経営事項審査を受けた上で、あらかじめ県に申請して、(3)により入札資格参加資格について審査を受けまして、県営建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されているということが必要でございます。

次に、2、県営建設工事発注金額、落札率及び県内資格者数の推移でございますが、平

成27年度におきましては、発注金額が約1,463億円でございますが、前年度比で9割でございますけれども、東日本大震災津波発災前の平成22年度と比較いたしまして3.4倍となっております。平均落札率は90.5%でございますが、昨年度より低下しておりますが、震災前の水準よりは上昇してきております。

次に、資料の右側上段の3、平成29・30年度資格審査基準の見直しの方針をごらんいただければと思います。見直しの基本方針といたしまして、東日本大震災津波からの本格復興において重要な役割を果たすとともに、地域の安全、安心の確保と地域づくりにおいて一層の活躍が期待されます、地域に根差し、地域社会から信頼される技術と経営に優れた企業、これを適正に評価することとしております。

さらに、方針1といたしまして災害即応体制の充実・強化、方針2といたしまして法令遵守に関する取り組みの充実・強化を記載しております。

次に、具体的な見直し事項でございます。まず、Bの技術点に示しています技術等評価点数のうち、①の施工能力の項目につきましては、除排雪業務の受託において、従来道路のみを対象といたしておりましたけれども、港湾、空港及び漁港につきましても範囲を拡大するほか、高速道路会社からの受託につきましても対象としようとするものでございます。また、融雪剤の散布につきましても、除排雪業務の一環ということで対象にしようとするものでございます。

次に、②の社会貢献の項目といたしまして、岩手県との災害協定に基づく災害対応訓練への参加につきまして、家畜伝染病対応訓練についても対象としようとするものでございます。災害緊急時の対応協力につきましては、これまで公共土木施設等応急復旧工事を対象としておりましたけれども、これを公共土木施設等災害応急工事と改めまして、国による災害査定前に施工したものに限り、加点の対象にしようとするものでございます。これまでの基準ですと、災害査定後の施工の工事であっても加点対象ということで、本復旧の意味合いが強いような工事であっても対象としていたものにつきまして、あくまで災害緊急時の対応を評価の対象としようとするものでございます。

また、公共土木施設等災害時障害物除去、家畜伝染病対応の項目を明記いたしまして、公共土木施設の流木、土砂等の障害物を除去した場合、家畜伝染病が発生、あるいは発生する恐れがあるという場合に、重機等の調達、処分家畜の運搬、焼埋却を行った場合においても加点対象とするものでございます。

③の経営意欲の項目につきましては、前回と同様でございます。

次に、④の法令遵守の項目といたしまして、コンプライアンスの取り組みでございますが、これまで役員または社員が外部研修等に参加することで加点対象としておりましたけれども、これはできるだけ社内の多くの正社員に学んでいただくということが肝要かということで、外部研修等に参加した場につきましては社内での伝達研修の実施、これを義務づけるということでございます。

また、文書警告による減点でございますが、平成27年4月1日施行の県営建設工事に係

る指名停止等措置基準の改正によりまして、文書警告による非指名の扱いが廃止されましたことから、これまで非指名月数により減点としていた取り扱いを廃止しようとするものでございます。

なお、2枚目、3枚目の資料でございますけれども、これは従来の基準と今回の見直しの案の比較対象でございます。赤字がただいま御説明いたしました変更点、青字が対象となる時期等、時点修正する箇所を示しているものでございます。以上で御説明を終わります。

○中平均委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

ちょっとだけ休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○中平均委員長 それでは、再開いたします。

○軽石義則委員 今説明を受けました参加資格審査基準の見直しについて質問をさせていただきます。基準を見直すということは大事だと思います。社会貢献の部分で変更がありますけれども、実際に地域貢献活動のところ、いろいろ項目と点数、これは従来と変更がないようですけれども、東日本大震災津波後5年が経過して、地域で求められている地域貢献活動というのは大分変化をしてきている状況もあると思うのですが、それらについて今回議論はなかったのかどうか。

特にその他の地域貢献というところで、町内会行事の支援などと書いているわけですが、どの町内会のお話を聞いても、町内会行事そのものを継続したり、役員体制をとったりということが、非常に難しい環境に来ていると聞いております。そういう意味では、いろいろな企業も含めて、町内会の活動等の支援というのはこれからも重要になってくるのではないかと考えておりますので、この部分の考え方、具体的にどういう事例がこの町内会行事支援活動などという中に入ってきているのか。

あと、地域の建設業を担う次世代育成支援の点数が高いようですけれども、建設業界として自分たちの業界の中で人を育てるという意味合いで言えば、これはやって当たり前という見方もできるのではないかと思うのですが、その点数の高さは地域の社会資本の現況把握よりもかなり高いわけで、なぜそうなっているのか教えていただきたいと思います。

○菊池建設技術振興課総括課長 冒頭お話し申し上げましたけれども、この見直しにつきましては、県内のさまざまな地域の岩手県建設業協会支部ですとか、業界団体の皆様の御意見をお伺いし、公平性、社会の変化等を踏まえながら、範囲の拡大ですとか、さまざま今回見直そうというものでございます。さまざまな社会貢献活動があるという中で、こういったものをふやしてほしいというような特段の御意見は伺っておりませんが、例えば業界の皆様からの御要望といたしまして、除排雪業務の受託の中で、従来は道路だけだったので、そこに空港ですとか港湾を入れようということにしておりましたが、漁港も加えてくれというお話も伺いまして、そういった範囲の拡大等はいたしております。

町内会の関係でございますが、私も長らく町内会活動に携わった経験から、本当に町内会は、地区によっても活発なところ、そうでないところ、さまざまあると思います。具体的に申し上げますと、例えば町内会の行事の支援、夏祭りや敬老会行事とか、さまざまあります。イベント等へ人を出して労働力の確保というのですか、そういった支援というものがあるかと思えます。

あとは、次世代育成支援対策推進法でございますけれども、これはまさに若者、女性の活躍支援ということで施行されました新しい法律でございますので、一定人数を雇っている企業が対象でございますけれども、まずはこの法律を受けまして、新たな行動計画策定を意識づけようということで、県としてもそこを盛り上げるといいますか、しっかりと行動計画に移っていただくという観点から、こういった加点とさせていただいているところでございます。

○軽石義則委員 課長みずからも実践していただいていることは十分理解いたしました。例えば消防団員の雇用というのは個別に枠組みを設けて、これは当然、社会、地域からも認められる重要な事項だと思うのですけれども、これに匹敵するぐらい町内会の仕事ということも、各行政からの要請というのはかなり高まりを見せておりますし、地域でのコミュニケーションのとり方というのは非常に重要だと言われており、たしか県の施策の中にも地域でのそういうつながりを大事にしていくことが災害時に重要だという位置づけをしていたはずだと思うのですが、そういう意味で消防団員の雇用に匹敵するぐらい町内会の役員という、まさにボランティアに近い形でありますので、そういう考え方に結びつけていけるような方向も模索はしているのでしょうか。

○菊池建設技術振興課総括課長 社会的に消防団の活動も非常に大事でございますし、委員から御指摘のありました町内会の活動、今お話がありましたとおり、特に災害時にいかに顔の見える関係で対応していくかということで、町内会の位置づけが非常に大きなものになってきていると思います。例えばいざとなったときに水道水をどう確保するかというようなことで、今井戸水を各地域で把握して、マップをつくったりとか、そういった取り組みをしている自治会があることも承知しております。

そういったことで、加点配分についてはいろいろな思想といえますか、哲学が出てくると思いますけれども、委員の御指摘も踏まえながら、企業が適切に評価されるように検討してまいりたいと思います。

○軽石義則委員 ぜひそういう意味で、消防団員も登録をされた数が多分この雇用の数になっていると思うのですけれども、実際活動に参加している率とか回数とかとなると、かなりまた厳しくなると思うので、そこをしっかりと、現実的に地域に本当に貢献されているのだというところが見えるようにしていくことも大事だと思いますし、町内会でそれぞれの努力されている皆さんに、企業もそこは一定の地域での活動をするわけですので、企業もそこに目を向けてもらえるような誘導といえますか、方向づけも今後の検討の中に入れていただくことをお願いして、そういうことをやりますというふうにするかどうかも含

めて聞いて終わります。

○菊池建設技術振興課総括課長 こう見直しますとはちょっとこの場では申し上げられませんが、やはり今御指摘のような観点も十分踏まえながら、今後の見直しにつきまして反映させていければと思います。

○中平均委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○中平均委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○佐々木宣和委員 大きな枠での岩手県の道路計画ということについて伺いたいのですけれども、まず盛岡都市圏へ90分という、90分構想が恐らく20年前ぐらいにスタートしたところですが、現在の進捗状況というのを伺います。

○遠藤道路建設課総括課長 90分構想は、平成3年に策定した第3次岩手県総合発展計画において、県都圏と県内各都市間を90分で結ぶ交通ネットワークの形成を掲げたものでございます。その後、平成6年、岩手県道路整備長期構想において長期的なマスタープランとして、宮古市―盛岡市間の90分などの目標設定をしたところです。

一方、現在いわて県民計画におきましては、第3期アクションプランを策定し、内陸部と沿岸部を結ぶルートなどにおける都市間平均所要時間を示して、具体的な目標に向けて整備を進めているところであります。これらの設定したルートにおきましては、東日本大震災津波を契機とした復興道路等によって、かつてないスピードで整備が進められております。多くのルートにおいて90分の目標達成に近づいているものと考えてございます。

○佐々木宣和委員 具体的にこのルートはまだ90分という目標に対してすごく遠いとか、そういったエリアというのはどの辺だと把握されているのか教えていただきたいです。

○遠藤道路建設課総括課長 当時設定しました盛岡都市圏から沿岸都市に至る分で時間を見ますと、県北沿岸部の久慈市等におきましては当初の90分というのにはまだ至っていないと思っております。今後整備が進むに当たりまして、盛岡―宮古間におきましては90分を下回る形で、宮古盛岡横断道路の整備がなされることによって、それが達成できると考えてございます。また、釜石―大船渡間等におきましても、釜石秋田線等の整備を通じながら、盛岡都市圏への時間短縮等が今後図られていくものと考えております。

○佐々木宣和委員 90分構想というところが盛岡都市圏を中心にして、その盛岡都市圏との関係性で地域を発展させていこうという構想だったかと思うのですが、先ほど来お話しされております復興道路の構想というものがスタートして、高規格道路の建設がかなり進んでいるというところかと思えます。三陸道路と、先ほども出ました国道106号と。もともと盛岡都市圏をある程度中心として考えたという構想から、ちょっとずつバランスが変わってきたのかというところがございまして、もちろん地域間の移動距離、時間というのを短縮するというのは間違いないことだと思うのですが、では本当に盛岡都市圏を中心と考えてそこに90分で行こうという計画から、高規格道路ができたことによって、

計画の変更ではないですけれども、構想というのがどんな感じに変わっているのかというところ、商工業の発展というのを考えたときにどんなことを考えられているのかということ伺います。

○遠藤道路建設課総括課長 現在計画としては、いわて県民計画において道路整備を進めさせていただいております。それにおきましては、盛岡都市圏に限らず内陸部と沿岸部を結ぶルートなど、あるいは沿岸都市間を結ぶルートなども含めながら、都市間の所要時間の短縮、そのためには隘路となっている箇所解消等、高規格幹線道路、地域高規格道路、そして県が整備いたします復興支援道路等、関連道路等のネットワークを構築することによって、時間短縮、走行性、定時性、そして安全、安心な走行が可能となるように詰めていきたいと考えております。

その中には、物流支援として必要とされるルート、横軸、内陸と沿岸を結ぶルートというお話もいただきますし、峠道等であれば救急医療で大分患者に負担がかかるので、時間短縮だけではなく走行の安定性、そういったところを加味しながら整備を進めていきたいと考えております。

○佐藤ケイ子委員 8の字ルートというのを聞いたことがあるでしょうか。平成10年代に示されて、平成14年から盛岡市、雫石町、西和賀町沢内、西和賀町湯田、北上市、八戸市を結ぶ道路の工事が始まったと思うのですが、八戸市から西和賀町沢内に抜ける銀河なめとこラインのことなのですが、その完成目標についてお伺いしたいと思っております。

銀河なめとこラインの工事は、平成14年から少しずつやっていて、そして震災で少しとまったりおくれながら進んでいます。花巻市側は大体できているわけですが、沢内側が非常におくれております。それで、沢内側の今度トンネルのところには橋梁をかけることについては事業の見通しがついてはいるわけですが、1キロメートルちょっとのトンネルの工事の目標年次が定まってお聞きしております。これについては目標年次を定めなくてこのまま進んでしまうのかと。毎年毎年、陳情によって予算を獲得していくという姿でいいのだろうかということをお伺いしております。国道107号の錦秋湖の土砂崩落などもありまして、迂回路としても重要な路線になっていると再認識しておりますので、今後の取り組みの方向性などお伺いしたいと思います。

○遠藤道路建設課総括課長 今お話しいただきました銀河なめとこライン、主要地方道花巻大曲線、そのうち花巻市から西和賀町の間ところが通称銀河なめとこラインと言われていると思います。花巻―西和賀間につきましては、交流の促進、地域の産業や観光を支援する、そして今委員からもお話ありました国道107号の代替路線として非常に重要なネットワークを形成する路線だと認識しております。

県では、今委員からもお話がありましたが、花巻市側のほうから整備を進めさせていただいて、8.5キロメートルを現在計画設定している中で、7キロメートル区間を供用させていただいております。小倉山の2工区というのがまだ未整備として残り、現在県が事業を

実施しているところが1.5キロメートル区間で、現在は橋梁の下部工を施工中であるということでございます。

今後1キロメートルを超えるトンネルを予定してございます。実際にトンネルの整備工程につきましては、道路事業全体の予算推移を見きわめながら進めていく必要があると考えており、事業予算、交付金等の財源の確保に努めながら、当該工期、早期の完成を目指してまいりたいと考えております。

○**工藤勝博委員** 先ほども提案議案の中でも話させていただきましたけれども、県営工事の全般にわたっての震災復興について、いろいろな課題が出てきているのだらうと思います。それらについて何点かお伺いしたいと思います。

一つは、先ほども土木工事がおくれて、それ以降の附帯設備等の工事もなかなか進まないということの事例もお話しさせていただきました。それらも含めて、復興工事を盛んにやっている中で、どうしても見通しが立たなくて中止、あるいは工期延長等があるということが、現実には起きているということがあります。それらに伴う経費負担についてどのような対応をなされているのか、お伺いしたいと思います。

○**大久保技術企画指導課長** 工藤委員から質問がありました経費の負担についてお答えします。

工事に伴いまして工事中止等があった場合については、必要額を双方で話し合いまして決めることができるようになっております。あと、工期延長に伴って、今話したとおり、一定の経費について見られるわけですが、あらかじめ工事の発注に伴いまして、今復興の現場では資材の調達が難しいと、それから現場の経費についてかかることを見込まれていますので、復興係数という形で、直接工事費ではないのですけれども、それに伴う間接工事費の割り増しをしております。

そういったことで、工事の一時中止についての経費については、平成26年12月に工事の一次中止に係るガイドラインを設定しまして運用しておりますし、経費上についてはそういった形で当初から見込んでいることになっております。

○**工藤勝博委員** わかりました。そういう中で、現在までに変更契約等がかなりの数があったと思います。変更契約して増加経費があったと今話がありましたけれども、現実的に膨大な工事量だと思いますが、実際そういう事例が何件ぐらいあったのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○**大久保技術企画指導課長** 工事の一時中止に伴って経費を増額したという案件につきましては、2件把握しております。1件が摂待地区の海岸災害復旧工事、もう1件が神林地区の海岸災害復旧工事になってございます。以上、2件について把握しています。

○**工藤勝博委員** そういう事例も実際あったということで、工期延長、あるいは中止ということは、これからも当然想定されるのだらうと思います。そういう状況の中で今後、発注者、受注者が現場も確認しながら、そのようなことのないようにやっていかなければと思います。先ほどガイドラインもあるというお話がありました。その辺について徹底した

発注者、受注者の意思疎通というのはどういう形でなされているのか、お伺いします。

○大久保技術企画指導課長 制度の運用につきましては、庁内で通知等をもちまして周知してございます。それと現場の懇談会を通じまして、地元の建設業者の方とも話し合いを行いまして、双方の意見を聞いて、納得した形で進めさせていただきたいと考えております。今後につきましても、地元の建設業者と請負業者の意見を反映した設計変更が適正に行われるように指導監督してまいりたいと思います。

○工藤勝博委員 わかりました。もう一つの件でお伺いいたします。構築物の取り扱いということで、建築住宅課総括課長からお伺いしたいと思います。去年の11月に、それぞれの広域振興局土木部、土木センター等に構築物の取り扱いに関して通知されたわけですが、私もこれを見て、確かに今回の場合、農業施設の部分で畜舎とか堆肥場とか、そういう構築物の扱いにいろいろな課題があったということで、それぞれ出先機関にも通知したということを伺っております。

そういう中で、用途はまさにこのとおりで、私も賛成です。そして、構造もあります。一つ大きな問題として、規模の要件です。園芸施設関係ですと、特に今年度の国の対策の中で産地パワーアップ事業とか、いろんな大きな事業をやる仕組みが国の予算にもあります。そういう中で、面積要件について、何を基準にして1,000平米という設定をしたのかお伺いしたいと思います。

○廣瀬建築住宅課総括課長 先ほどの、私のほうから出させていただいております通知に規模要件というところがございまして、そちらのほうに1,000平米以内というものについては建築物としては見ないというような形で通知をさせていただいております。1,000平米の基準の考え方でございますけれども、建築基準法の第26条に防火区画というものが求められる建築物が定められております。そちらが1,000平米以上の規模のものということでございますので、こちらの1,000平米以上のものにつきましては構造安全性等に係る建築基準法の確認を求めるものとして当県で運用させていただいているものでございます。

○工藤勝博委員 建築基準法等の中にあるということは、わかりました。しかし、園芸施設の部分で、今用途に設定されたものは本当に簡易な建物なのです。防火まで考慮している建物ではないわけです。例えば屋根はビニールだとか、柱は太くても50ミリメートル、80ミリメートルのパイプ、基礎は独立基礎という形であります。そういう現状の農業施設を考えた場合、建築基準法にのっとり1,000平米というのは、ちょっと私は納得がいかないと思います。各県の農業施設の対応を見たら、ほぼどこでもそういう基準を示していないのです。なぜ岩手県がこういう状況の中でそれを示したのかということ、その辺も確認したいと思います。

○廣瀬建築住宅課総括課長 こちらの農業用の施設につきましては、確かに委員おっしゃるとおり、そういった形の運用について各県で示されているという状況は余りないということでございます。私どものほうで通知を出させていただいた趣旨は、農業用施設につきましても安全性の観点から一定の配慮は必要ということで出させていただきました。しか

しながら、委員御指摘のとおり、一方で農業振興、推進に配慮する必要というものもございまして、こちらの両立を図るべく農林水産部と連携しながらこれから検討を進めたいと考えてございます。

○**工藤勝博委員** ありがとうございます。そういう幅広く協議をしながら、ぜひやっていただきたいと思っています。私も一つが2,000平米のハウスを持っています。そういう状況の中で、今後意欲的に取り組もうとする担い手、あるいはまた特にも今集落で法人化が進んでいます。そういう中で、これからの振興といえますか、発展するためにも、その規模が5,000平米であろうが、1万平米であろうが、大きな一つの目標を持って取り組んでいくのだらうと思っています。農業振興も含めて、そういう支える部分をきっちり捉えていただいて、協議しながらやっていただきたい。

実際現場で、ある方が計画して書類を出したら、建築確認をとらなければ建てられませんと言われたと。これはちょっと待ってろと言って、今その方とも相談しています。ぜひともその辺は配慮していただいて、農業振興に結びつくような、そしてまた当然構造計算は一般社団法人日本施設園芸協会の構造計算をきっちりクリアしなければならないので、それは面積がどうであろうと構造的には間違いのないような施設に当然なるわけですので、その辺にも配慮しながら面積要件をちょっと考えていただければと思います。お願いします。

○**廣瀬建築住宅課総括課長** 今委員から御指摘いただきまして、いろいろ現状のほうもお教えいただきましたので、参考にさせていただきながら、検討を早期に進めてまいりたいと考えてございます。

○**柳村岩見委員** 一つだけ。道路行政で道路改良とか新設をすると、日常効果ということがあって、そのほかにそれに対する話はストック効果とおっしゃるのだそうです。何となく日常効果というのは慢性的な渋滞が解消されて時間短縮になるとか、車両の安全性が向上するとか、歩行者の安全性が向上するとか、るるあると思うのだけれども、それ以外のものがストック効果だと言えればそれまでですけれども、そこのそれぞれの定義というか、レクチャーを後でしてください。今中途半端に答えられるよりいいから。

○**中平均委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** ないようであれば、先ほどの午前中の質疑において回答を保留されていた北上川のことにつきまして。

○**遠藤道路建設課総括課長** 午前中、議案審査の際に小野寺好委員のほうから御質問がございました北上川の藤橋下流部及び小谷木橋上流部の河川のしゅんせつの計画等について、東北地方整備局の岩手河川国道事務所に問い合わせをさせていただきました。今年度、計画としての実施予定はこの辺ではないというお話でございました。

○**中平均委員長** ほかになければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。県土整備部の皆さんは退席されて結構です。お疲れさまでございます。

それでは、企業局から県営相去太陽光発電所の売電料金について発言を求められておりますので、これを許します。

○細川業務課総括課長 県営相去太陽光発電所の売電料金について、お手元にお配りしております資料により御説明申し上げます。

初めに、1の趣旨でございますが、企業局が北上市相去町に建設いたしました相去太陽光発電所の売電先でありました日本ロジテック協同組合からの売電料金の未収につきましては、平成28年3月3日の県土整備委員会及び4月15日付ファクスで御報告しておりましたが、改めて売電料金の未収や破産の状況、回収への対応等について御報告いたします。

次に、2の売電料金及び未収の状況でございますが、表の合計欄のとおり、平成26年11月の運転開始から平成28年3月までの売電料金8,922万円余のうち、収入済み額が7,438万円余であり、未収額としては1,483万円余となっております。なお、備考に記載のとおり、日本ロジテック協同組合との契約は平成28年2月末で解約しており、同年3月分は東北電力株式会社に売電しております。

次に、3の組合の破産でございますが、(1)のとおり、平成28年4月15日に日本ロジテック協同組合は東京地方裁判所に対して破産手続開始の申し立てを行い、同日、同地裁が手続開始を決定しております。

(2)の破産の経緯、原因ですが、詳細につきましては破産管財人が調査中ではありますが、日本ロジテック協同組合の説明によりますと、特定規模電気事業者として急速に事業規模の拡大を行ってききましたが、資金繰りに窮し、未払金を一掃することができなかったことに加えて、平成28年度から小売電気事業へ参入する際に、登録審査においても財務の脆弱性を指摘され、登録が遅延していたことから、本年3月31日をもって事業を廃止し、破産申請に至ったということです。

(3)の破産管財人は記載の弁護士であり、(4)の負債総額は約163億円とのことです。

次に、4の県の企業局の対応でございますが、(1)の契約保証金については、電力受給契約の契約履行保証に基づき、本年3月11日に損害保険会社に対し契約保証金348万円の請求を行い、4月20日に受領しております。

(2)の破産債権届出書については、本年5月9日に破産管財人から破産手続開始通知書を受領し、5月19日に提出しております。なお、一般破産債権額は、売電料金未収額から保証金を引いた額に延滞利息を加えた1,143万円余となっております。

(3)の平成27年度の決算整理ですが、収益としては未収分を含めた7,214万円余を電力料収入として計上しており、費用としては未収分から保証金を除いた1,136万円余を貸倒引当金の繰り入れとして計上しております。

(4)の今後の予定ですが、平成28年9月26日に開催される債権者集会等を通じて、日本ロジテック協同組合の資産や負債を把握しながら法的手続にのっとり未収金の回収に努めてまいります。

最後に、5の国への要望でございますが、日本ロジテック協同組合の破綻を受けて、平

成28年3月15日に経済産業大臣が電力自由化のもとでは事業者の破産や退出が生じる可能性が排除されないと発言しておりますので、本県を含む全国26都道府県市で組織する公営電気事業経営者会議を通じ、4月7日及び5月31日に、小売電気事業者の登録審査に当たっては経営状況を厳格に審査するとともに、登録後もその経営状況について継続的に審査を行い、その結果を公表すること、あわせて供給先が破綻した場合に暫定供給先を確保することなどについて要望したところであります。

今後も企業局としては、要望に対する国の対応を注視するとともに、他県との意見交換を行いながら連携して対応していきたいと考えております。

以上で資料の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの報告に対して何かありませんか。

○神崎浩之委員 大きく三つ、お聞きいたします。一つは、保険会社に対する契約保証金の請求、あとは未収金の回収のめど、それから国への要望の中で他事業者、国の動き等を聞いていきます。まず最初に、163億円の中の1,483万円で、保証料が戻ってきたので、1,000万円ちょっとということで、他県に比べて被害が少ないという感じはしております。こうなると、348万円の保証金というのは大きい金額だと思うのですが、この仕組み、保険制度とはどういうものだったのかということを確認したいのです。348万円を戻してもらっているわけなのですが、この金額の根拠というのはどういうものなのかと。

それから、これに対する保険料はどのくらい払っていたのかということ。

それから、これは民間の損害保険会社なのか、例えば国の関連する、こういう業務に対する専門の保険会社なのかという、保険のことについてちょっと確認させてください。

○細川業務課総括課長 保険でございますけれども、まず348万円の根拠でございます。これは契約時に、1年間に想定される売電の量といいますか、電力量、キロワットアワーのほうを示しております。それに単価、今回の場合は税込み41円90銭でございますけれども、それを乗じますと1年間で企業局が日本ロジテック協同組合に売電する料金というのが大体目安として出てまいります。その5%ということで、契約書に明記していたものでございます。

それから、保険料につきましては、日本ロジテック協同組合のほうでみずから保険を掛けて契約した上で、その証書が企業局に提示されていたものでございますので、今回はその保険証券をもとに保険会社に請求したものでございます。なお、保険会社は民間の保険会社になっております。

○神崎浩之委員 今後この5%を上げるという方向もあるようです。

次に、今後の予定ということで、未収金の回収に努めるということで、これから9月に債権者集会があるのでしょうかけれども、改めて資本金は幾らの会社だったのかということと、それから財産とか、取れるものとするれば日本ロジテック協同組合の未収金の部分だと思うのですが、これについては今どこまでわかるかというところ。いずれ未収金の回収の原資は資本金、財産、それからこの日本ロジテック協同組合の未収金の分だと思うのです。

が、それらについて確認ができればお願いしたい。それから、県内の事業者に対する日本ロジテック協同組合としての未収金もあると思うのですが、これらについてどういう状況にあるのか、わかる部分があれば教えていただきたいと思います。

○細川業務課総括課長 まず、未収金の回収見込みということでございますけれども、未収額1,483万円余のうち、先ほど御説明したとおり、契約保証金348万円は回収したところであり、残る分については未定となっております。現在、破産管財人が日本ロジテック協同組合の資産、負債を調査しておりますので、債権者に配当がある場合、あるいはそうでない場合もあるものと捉えております。現在のところ、日本ロジテック協同組合のほうの資産の状況については、特に破産管財人からの情報というのはございませんので、承知していないところでございます。

なお、県内の負債という部分でございますけれども、承知している限りでは、県内では電気を買う側ということで、電気の供給を受ける側の会社であったり、公共団体であったり、そういったところが幾つかあるというのは承知しておりますけれども、日本ロジテック協同組合に電気を買っていたところについては企業局のみと承知しているところでございます。

○神崎浩之委員 県内でこの日本ロジテック協同組合に支払う未収金等があつて、それが優先的に我々のほうに戻ってくればよいと思つているのですけれども、今後よろしく願いしたいと思つています。

最後に、国への要望ということなのですが、もしわかればこういう他事業所、他の会社で全国的にこういう問題があるのかどうかということ。

あとは、今後こういうトラブルに対して国の動きというのはどうなつてゐるのか。これが一番大きな問題。企業局に瑕疵があるような感じではなくて、国の制度に基づいて実施した結果であるということで、国の運用の仕方が甘かつたのではないかと思つてゐるのですけれども、それに対して何か動きがあるようなのか、お伺いしたいと思つています。

○細川業務課総括課長 まず、今回の日本ロジテック協同組合のような動きがほかの業者にあるかということでございますけれども、現在のところそういった事態というのは承知していないところでございます。

それから、国の動きということですが、4月7日に公営電気事業経営者会議を通じまして国へ要望いたしました。その要望先の一つとして、電力・ガス取引監視等委員会というものがございます、これは経済産業大臣の直轄の委員会で、ここで小売電気事業者登録を希望するところに対して、いわゆる審査して、経済産業大臣に意見を申し述べる機関でございます。そのところで、今回の件を受けまして、小売電気事業者の審査、登録においては特に財務状況の確認を厳格にしており、今後もしっかりやっていきたいと、それから今回のいただいた要望についてもしっかり受けとめさせていただきたいと、そういうコメントがあつたところでございますので、企業局としても国の動きは注視していきたいと考えております。

○中平均委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 ほかになければ、これをもって企業局からの報告を終了いたします。企業局の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでございます。

それでは、次回、次々回の委員会の運営についてお諮りいたします。次回8月2日に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、施設総合管理所集中監視制御システムと四十四田発電所についてとしたいと思います。また、次々回8月31日に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、港湾行政をめぐる最近の情勢についてとしたいと思いますが、これらに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議ないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任願います。追って、継続調査と決定した各件については、別途、議長に対し、閉会中の継続調査の申し出を行うこととしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の7月の県内・東北ブロック調査についてであります。お手元に配付しております平成28年度県土整備委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。追って通知いたしますので、御参加をよろしく願います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでございます。